

## 入札の心得

公益財団法人千葉県建設技術センター（以下「センター」という。）における入札は、入札約款に定めるところにより執行しますが、特に下記事項に留意のうえ入札を行って下さい。

### 記

1. 入札者は入札に際し、誓約書（センター様式）を提出しなければならない。  
なお、入札者が代理人の場合は、委任状（センター様式）も併せて提出しなければならない。
2. 入札者は、入札書（センター様式）を指定された時刻までに、入札箱に投入しなければならない。
3. 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
4. 次の一に該当する入札は無効とするものとする。
  - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
  - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。
  - (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札。（免除の場合を除く）
  - (4) 記名、押印を欠く入札。
  - (5) 金額を訂正した入札。
  - (6) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札。
  - (7) 明らかに連合であると認められる入札。
  - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札。
  - (9) その他の入札に関する条件に違反した入札。
5. 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。
  - (1) 再度入札は1回とする。
  - (2) 入札が無効となった者は、再度入札には参加できないものとする。
  - (3) 1回目の入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。
6. 落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
7. 入札をした者は、入札後、入札約款、仕様書、見本物品等についての不明を理由として意義を申し出ることとはできない。